

事務事業名	生活困窮者対策事業	担当	健康福祉部 社会福祉課 生活支援係	
政策名	02 「笑顔づくり」～安心と元気アップ!～	施策名	13	生活保護と自立支援
成果指標	名称	単位	2 年度実績	
	生活保護の適正実施割合	%	100	
	就労により自立した世帯数	世帯	3	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に対して、本人の申請に基づきその困窮の程度に応じて、厚生労働大臣の定める基準にしたがい保護費を支給するとともに、その自立を助長する。 要保護者の年齢、性別、世帯構成、所在地など、必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たす保護費を生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8つの扶助を支給する。 社会福祉法第16条は、1人のケースワーカーが担当する世帯数は80世帯を標準と定めている。 			
2 年度実績・成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> 面接・相談・他法他施策活用（233件）、保護決定（50件）、保護廃止（48件）、訪問指導回数（2,065回） 保護開始件数のうち就労件数は31件があるが3件が就労廃止となった。その他24件が死亡廃止、3件が縁者引き取り等となっている。 自立による保護廃止件数については本人の適正の問題の場合の他、景気動向に左右される傾向がある。 			
今後の方向性と具体策	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的絞込み <input type="checkbox"/> 目的拡充 <input type="checkbox"/> 事業統合 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 予算削減 <input type="checkbox"/> 予算増大 <input type="checkbox"/> 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない） 【具体的な改善案】 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年の世界金融危機以後、厳しい雇用情勢によって失職による相談・申請が増加し、生活保護世帯が増加した。令和2年度1月からのコロナ禍により今後同様の相談・申請の増加が見込まれる。 必要な人に保護を実施するという基本的な考え方を維持し、今後とも生活保護制度則り、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行う。 資産調査・課税調査を行い、不正受給の防止に努める。 生活保護費の削減対策として就労による自立を図るため、平成25年度から就労支援員を雇用し、就労支援の強化を図り、受給者にあった援助方針の策定を行う。 平成27年4月1日より生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者が生活保護に至る前の段階（第2セーフティネットワーク）で自立できるよう、必要な支援を実施している。平成29年4月より真岡市社会福祉協議会に業務委託し切れ目のない支援を実施している。 			